

新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ ～保健所からの連絡や療養についてフローチャート～

年齢	75歳未満	75歳以上																																													
保健所の連絡	原則、保健所からの電話連絡はありません。	保健所から連絡します。 ※連絡までに時間を要することがあります。																																													
療養決定	下記の重症化リスクがなければ原則宿泊療養です。 ※ただし40歳未満で重症化リスクがなく、感染管理対策が可能な場合は原則自宅療養です。(同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者がいる場合は宿泊療養も可です。)	保健所が電話で状況を伺い療養決定します。																																													
基礎疾患の有無	①40歳以上75歳未満の者のうち、重症化のリスク因子となる疾病等※を複数持つ者 ※ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみのも含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI 30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下 ②妊娠している方 ①②の重症化リスクなし ①②いずれかの重症化リスクあり その他重症化の不安因子がある ①②の重症化リスクの有無にかかわらず保健所から連絡 保健所からSMSにより必要な情報を案内 保健所から連絡がない場合の対応 ①保健所へ連絡 ②保健所に繋がらない場合は、 自宅待機SOS(電話0570-055221)に連絡																																														
療養	療養方法を決定(保健所) 宿泊療養もしくは自宅療養 入院 宿泊療養 ○自宅療養に必要な情報を「自宅療養者支援サイト」で確認 https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/jitaku_ryouyou/index.html ○宿泊療養を希望する場合や体調が悪化して受診したい場合は、 自宅待機SOS(電話0570-055221)に連絡  (QRコード)																																														
療養期間	<table><tr><th>0日</th><th>1日</th><th>2日</th><th>3日</th><th>4日</th><th>5日</th><th>6日</th><th>7日</th><th>8日</th></tr><tr><td>例) 2/1</td><td>2/2</td><td>2/3</td><td>2/4</td><td>2/5</td><td>2/6</td><td>2/7</td><td>2/8</td><td>2/9</td></tr><tr><td>【有症状】 発症日</td><td colspan="7">療養期間(7日間※1)</td><td>療養解除</td></tr><tr><td>【無症状】 検体採取日</td><td colspan="7">療養期間(7日間)</td><td>療養解除</td></tr><tr><td></td><td colspan="5">療養期間(5日間※2)</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 有症状者は発症日を0日目として7日間、無症状者は検体採取日を0日目として7日間は自宅待機してください。 無症状者が療養期間中に症状が出た場合は、療養期間が変わりますので保健所へご連絡ください。		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	例) 2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	【有症状】 発症日	療養期間(7日間※1)							療養解除	【無症状】 検体採取日	療養期間(7日間)							療養解除		療養期間(5日間※2)							
0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日																																							
例) 2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9																																							
【有症状】 発症日	療養期間(7日間※1)							療養解除																																							
【無症状】 検体採取日	療養期間(7日間)							療養解除																																							
	療養期間(5日間※2)																																														

同居者の方への対応

同一世帯内で陽性者が判明した場合、同一世帯全ての同居者は濃厚接触者になります。

【あなたの同居者に、次の2つをお伝えください。】

①自宅待機・外出自粛・健康観察

陽性者との最終接触日を0日目として5日間*
(健康観察は7日間経過するまで実施)

②検査

無症状: 医療機関を受診せず、自宅待機

有症状: 発熱や倦怠感等が続く場合は医療機関を受診

*別の同居者が陽性となった場合は、改めてその同居者が発症した日を0日目として5日間となります。

○大阪府ホームページ『陽性者と濃厚接触の可能性のある場合の対応について』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinoukoujigyoku.html>



(QRコード)